総 会 議 事 録

１．開催日時　　平成２８年1月１５日（金）　午前9時３０分

２．開催場所　　瀬戸内市役所　二階大会議室

３．農業委員　　２７名中２５名出席し、その氏名は次のとおり

1番	國　岡　道　夫	2番	太　田　　　修	3番	松　本　英　樹
4番	尾　上　昭　則	5番	小　西　勝　正	6番	髙　原　敏　正
7番	大　河　原　誠	9番	片　岡　一　矢	１０番	木　下　　　泉
１１番	宇津木　利　正	１２番	太　田　一　己	１３番	川　野　実　重
１４番	河　﨑　　　繁	１５番	雪　上　　　勲	１６番	古　澤　直　通
１７番	髙　原　峯　夫	１８番	大　森　茂　利	１９番	藤　澤　美　芳
２０番	長　船　裕　一	２２番	久　山　英　之	２３番	上　村　善　亮
２４番	石　黒　五　月	２５番	大　内　美智子	２６番	原　野　健　一
２７番	石　原　芳　高				

欠席委員

8番　大　森　一　廣

２１番　永　守　修　一

４．議事に参与した者

事務局長　日並　洋一郎

事 務 局　河原　克仁

事 務 局　心光　浩太

５．議事内容

報 告 事 項　農地法許可に係る専決処分について

第１号議案　農地法第３条許可申請について

第２号議案　農地法第５条許可申請について

第３号議案　農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について（利用権設定・利用権移転）

そ　の　他

事　務　局　　開会を宣言する（午前９時３０分）
定刻になりましたのでただ今から平成２７年度瀬戸内市農業委員会、第１０回の総会を始めさせていただきます。
まずはじめに木下会長よりごあいさつを申し上げます。

議長(会長)　　おはようございます。本日は平成２７年度第１０回目の農業委員会総会ということで皆様にご案内申し上げましたところ、１月という大変お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。今年はいよいよ４月１日から新しい農業委員会法の施行ということになります。農地法も一部改正されておるようです。委員会の活動としては農地の有効利用、耕作放棄地の減少に重点が置かれております。今年も皆様のご協力ご尽力をよろしくお願いいたしまして冒頭の挨拶に代えさせていただきます。今日は市長さんがお忙しい中挨拶ということでおいでになっています。この後挨拶をいただきます。

市　　　長　　皆さんあけましておめでとうございます。農業委員の皆様方には木下会長をはじめとして日頃からお世話になりまして厚くお礼を申し上げます。先ほど会長の話にもありましたように農業委員会のあり方もこれからどんどん変わろうとしておりますし、又ＴＰＰがこれから農業に暗い影を落としてくるといった状況が見られてくるのではないかと思っています。瀬戸内市もこれまで農業を大切に守り、育ててきた市でありますし、又そのような形での農業の基盤整備ですとか、色々な農業のインフラの整備を行ってきていると認識しております。こういったものをどのように生かしていけるのか、農地をいかに価値の高いものにしていくか、このあたりを農業委員の皆様にお力添えをいただきながら、市としても一生懸命取り組んでいきたいと考えております。具体的には現在国営吉井川の工事が始まりまして実質的には農振がこうした受益地では基本的に外れないという状況がこれから十数年は続きます。ということは、農地を農地としてどう生かしていくかを考えていく必要があり、合わせてたとえば企業団地として造成できるところは国に対して積極的に要請していくということ、この両方から土地利用を考えていく必要があるかと思っております。現実には農振が外れない状況で私たちはいろんな形で動いてきましたけど、国営吉井川の工事が終わって８年間を経過するまでは農振が外れないというルールを変えるのは非常にハードルが高いと実感しているところです。したがって農地をどのように使っていくかということを中心に皆様方も含めて検討していく必要があると思っております。合わせまして耕作放棄地の目立つところの対策、有害鳥獣対策をセットでやっていかなければならないと思っております。特に多くの方から要望いただいている有害鳥獣対策には議会でも指摘があるように速やかに協議

会など対策に力を入れながら、耕作放棄地の解消に力を入れていきたいと考えております。これから農業委員会の皆様方にお世話になることも多々あると思いますが、今年一年お世話になることをよろしくお願い申し上げ、また今年一年が瀬戸内市にとって又、農業委員各位におかれましてすばらしい年になるよう祈年いたしまして私のお礼とお願いのご挨拶にさせていただきたいと思います。どうぞ今年一年よろしくお願いします。

事務局長　ありがとうございます。市長は所用のためこれで退席とさせていただきます。ただいま出席委員数は定数２７名のうち２４名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第７条により、この総会が成立していることをご報告いたします。なお、８番・大森委員、２１番・永守委員からは欠席の届出が出ていることを申し添えます。２５番・大内委員は少し遅れられているようです。以降の議事の進行につきましては木下会長よろしくお願いします。

議長　それでは本日の議事録署名委員さんを指名させて頂きます。本日の署名委員さんに５番・小西委員さん、６番・髙原委員さん、よろしくお願致します。

それでは、早速議題の方に入らせて頂きます。

最初に、報告事項　農地法許可に係る専決処分について、事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは本日の議案の説明に入らせて頂きます。座って説明させて頂きます。

１頁目の農地転用許可に係る専決処分についてです。平成２７年度瀬戸内市農業委員会第９回総会で農地転用許可相当と議決されました[redacted]外３件について、岡山県農業会議に諮問いたしましたところ、平成２７年１２月１８日付けで許可が適当であるとの意見答申がありましたので、農業委員会会長専決規程第２条第１号の規定により、許可の決定及び指令書の交付を専決処分致しましたので、ご報告したものでございます。

続きまして平成２７年度瀬戸内市農業委員会第９回総会で農地転用許可相当と議決されました[redacted]１件について、岡山県農業会議に諮問いたしましたところ、平成２７年１２月１８日付けで許可が適当であるとの意見答申があり、平成２７年１２月２４日付けで瀬戸内市長より開発許可が下りましたので、農業委員会会長専決規程第２条第１号の規定により、許可の決定及び指令書の交付を専決処分致しましたので、ご報告したものでございます。

以上で事務局より報告事項の説明を終わります。

議長　はい、ありがとうございました。ただ今の報告事項につきまして何か

ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

（意見なし）

議　　長　それでは、ご意見がないようですので、この件につきましては、以上報告承認とさせて頂きます。

それでは続きまして第１号議案、農地法第３条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局　それでは議案資料２頁目をご覧ください。農地法第３条許可申請についてでございます。それでは１番案件です。

【１番案件】

譲受人「[redacted]番地　[redacted]　[redacted]歳　[redacted]」。譲渡人「[redacted]番地　[redacted]　[redacted]歳　[redacted]」。農地の所在地「[redacted]」。登記地目は「田」、現況地目は「畑」。面積は365㎡。譲受人の農地までの距離は20m。耕作面積は32,053㎡。家族数、耕作者数は2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるもの。なお所有権移転するもので10aあたり[redacted]となっております。

第２項第１号について、譲受人の「[redacted]」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第２項第２号について、譲受人は法人でありますが農業生産法人の要件を満たしているので問題はありません。

第２項第３号について、信託ではないので適用はありません。

第２項第４号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第２項第５号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。

第２項第６号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第２項第７号について、申請地はこれまで譲渡人「[redacted]」さんが畑として耕作しており、譲受人の「[redacted]」さんは譲受後も同様に畑として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の[redacted]委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第３条第２項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【２番案件】

譲受人「[redacted]番地　[redacted]　[redacted]歳　[redacted]」。譲渡人「[redacted]番地

[redacted]　[redacted]歳　[redacted]」。農地の所在地「[redacted]」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は233㎡。譲受人の農地までの距離は60m。耕作面積は19,859.59㎡。家族数及び耕作者数は2名。譲受人の取得理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるもの。なお所有権移転するもので10aあたり[redacted]となっております。

第２項第１号について、譲受人の「[redacted]」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第２項第２号について、譲受人は法人でありますが農業生産法人の要件を満たしているので問題はありません。

第２項第３号について、信託ではないので適用はありません。

第２項第４号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第２項第５号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。

第２項第６号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第２項第７号について、申請地はこれまで譲渡人「[redacted]」さん、「[redacted]」さんが畑として耕作しており、譲受人の「[redacted]」さんは譲受後も同様に畑として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の[redacted]委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第３条第２項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【３番案件】

譲受人「[redacted]番地　[redacted]　[redacted]歳　[redacted]」。譲渡人「[redacted]番地　[redacted]　[redacted]歳　[redacted]」。農地の所在地「[redacted]」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は467㎡。譲受人の農地までの距離は800m。耕作面積は18,217.33㎡。家族数、耕作者数は2名。譲受人の取得理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるもの。なお所有権設定するもので10aあたり[redacted]となっております。

第２項第１号について、譲受人の「[redacted]」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第２項第２号について、譲受人は法人でありますが農業生産法人の要

件を満たしているので問題はありません。
第２項第３号について、信託ではないので適用はありません。
第２項第４号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。
第２項第５号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。
第２項第６号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。
第２項第７号について、申請地はこれまで譲渡人「[redacted]」さんが田として耕作しており、譲受人の「[redacted]」さんは譲受後も同様に田として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の[redacted]委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済です。
以上のことから、農地法第３条第２項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
【４番案件】
譲受人「[redacted]番地　[redacted]　[redacted]歳　[redacted]」。譲渡人「[redacted]番地　[redacted]　[redacted]歳　[redacted]」。農地の所在地「[redacted]」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は502㎡。農地の所在地「邑久町本庄１４５１」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は120㎡。農地の所在地「邑久町本庄１５２１－３」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は67㎡。農地の所在地「[redacted]」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,553㎡。農地の所在地「[redacted]」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は2,116㎡。農地の所在地「[redacted]」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は9.17㎡。農地の所在地「[redacted]」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は58㎡。農地の所在地「邑久町本庄５３２４」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は2.53㎡。譲受人の農地までの距離は100～300ｍ。耕作面積は51,772㎡。家族数、耕作者数は2名。譲受人の取得理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるもの。なお所有権移転するもので10aあたり[redacted]となっております。
第２項第１号について、譲受人の「[redacted]」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。
第２項第２号について、譲受人は法人でありますが農業生産法人の要件を満たしているので問題はありません。

第２項第３号について、信託ではないので適用はありません。
第２項第４号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。
第２項第５号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。
第２項第６号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。
第２項第７号について、申請地はこれまで譲渡人「[redacted]」さんが畑、田として耕作しており、譲受人の「[redacted]」さんは譲受後も同様に畑、田として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の[redacted]委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済です。
以上のことから、農地法第３条第２項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
【５番案件】
譲受人「[redacted]番地　[redacted]　[redacted]歳　[redacted]」。譲渡人「[redacted]番地　[redacted]　[redacted]歳　[redacted]」。農地の所在地「[redacted]」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は3,564㎡。農地の所在地「[redacted]」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は87㎡。農地の所在地「[redacted]」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は15㎡。農地の所在地「[redacted]」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は12㎡。譲受人の農地までの距離は300m。耕作面積は51,772㎡。家族数は2名で内耕作者数は2名。譲受人の取得理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるもの。なお所有権移転するもので10aあたり[redacted]となっております。
第２項第１号について、譲受人の「[redacted]」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。
第２項第２号について、譲受人は法人でありますが農業生産法人の要件を満たしているので問題はありません。
第２項第３号について、信託ではないので適用はありません。
第２項第４号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。
第２項第５号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。
第２項第６号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であ

り、転貸には当たりません。
第２項第７号について、申請地はこれまで譲渡人「[redacted]」さんが田として耕作しており、譲受人の「[redacted]」さんは譲受後も同様に田として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の[redacted]委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済です。
以上のことから、農地法第３条第２項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
【６番案件】
譲受人「[redacted]番地　[redacted]　[redacted]歳　[redacted]」。譲渡人「[redacted]番地　[redacted]　[redacted]歳　[redacted]」。農地の所在地「[redacted]」。登記地目は「田」、現況地目は「畑」。面積は221㎡。譲受人の農地までの距離は100m。耕作面積は25,969㎡。家族数は2名で内耕作者数は2名。譲受人の取得理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるもの。なお所有権移転するもので10aあたり無償となっております。
第２項第１号について、譲受人の「[redacted]」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。
第２項第２号について、譲受人は法人でありますが農業生産法人の要件を満たしているので問題はありません。
第２項第３号について、信託ではないので適用はありません。
第２項第４号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。
第２項第５号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。
第２項第６号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。
第２項第７号について、申請地はこれまで譲渡人「[redacted]」さんが畑として耕作しており、譲受人の「[redacted]」さんは譲受後も同様に畑として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の[redacted]委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済です。
以上のことから、農地法第３条第２項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【７番案件】

譲受人「[redacted]番地　[redacted]　[redacted]歳　[redacted]」。譲渡人「[redacted]番地　[redacted]　[redacted]歳　[redacted]」。農地の所在地「[redacted]」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は708㎡。譲受人の農地までの距離は10ｍ。耕作面積は33,012㎡。家族数は2名で内耕作者数は2名。譲受人の取得理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるもの。なお所有権移転するもので10aあたり[redacted]となっております。

第２項第１号について、譲受人の「[redacted]」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第２項第２号について、譲受人は法人でありますが農業生産法人の要件を満たしているので問題はありません。

第２項第３号について、信託ではないので適用はありません。

第２項第４号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第２項第５号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。

第２項第６号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第２項第７号について、申請地はこれまで譲渡人「[redacted]」さんが田として耕作しており、譲受人の「[redacted]」さんは譲受後も同様に田として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の[redacted]委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第３条第２項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

議　　長　はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。まず1番案件の担当委員さん[redacted]番・[redacted]委員さんお願いします。

[redacted]番委員　[redacted]番・[redacted]です。よろしくお願いします。譲受人の[redacted]さんが譲渡人の[redacted]さんに、「どうしても土地がほしい。」ということで、両方とも理解を得て売買が成立しました。近隣の方も何も問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議　　長　はい、ありがとうございます。続きまして2番案件の担当委員さん[redacted]番・[redacted]委員さんお願いします。

[redacted]番委員　[redacted]番・[redacted]です。この2番案件ですが、譲受人の[redacted]さんによります

と自分の田んぼの中に、ちょうど長崎の出島のような格好で[redacted]さんの畑があるそうなんです。作業にも邪魔になるし前々からこの畑を譲ってもらえないかという話をしていたそうなんですが、[redacted]さんから年齢のこともあり話が前に進み現在に至ったわけで、両方の了解も得られ何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議　長　はい、ありがとうございます。続きまして3番案件の担当委員さん[redacted]番・[redacted]委員さんお願いします。

[redacted]番委員　[redacted]番・[redacted]です。3番について説明します。[redacted]さんは息子さんが実質農業を営んでいるんですが、[redacted]の向かいの田になるんですが、[redacted]さんの田がございます。昨年畑に地上げをしてハウスを2棟建てたいんだというご相談をいただいており、そのような中で隣地の承諾ということで[redacted]さんにご相談に行きましたら、隣地の田を買ってくれないかということで話ができたようです。よろしくお願いします。

議　長　はい、ありがとうございます。続きまして4,5番案件の担当委員さん[redacted]番・[redacted]委員さんお願いします。

[redacted]番委員　[redacted]番・[redacted]です。4,5番は同じ案件ですので一緒に説明します。譲渡人の[redacted]さんは[redacted]県の方におりまして、もうあとの面倒がみれないということで、[redacted]さんがもうずっと田を作られていたということもあり話がまとまったようです。問題ありませんのでよろしくお願いします。

議　長　はい、ありがとうございます。続きまして6,7番案件の担当委員さん[redacted]番・[redacted]委員さんお願いします。

[redacted]番委員　[redacted]番・[redacted]です。6,7番は同じ案件ですので一緒に説明します。この[redacted]さんは今[redacted]もされとんですけど、将来的に農業をするということで、現状土地も古いので[redacted]さんに相談したところ、今[redacted]さんが持っている土地では水道がないということで、うちの土地で良ければ水道も通っているし良いのでは、ということで[redacted]さんの土地でお願いしますということで土地の交換という形になりました。問題は無いと思いますのでよろしくお願いします。

議　長　はい、ありがとうございました。それでは担当委員さんのご意見終わりました。何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

（意見なし）

議　長　ご意見ないようですので，採決に入らせていただきます。
ただ今の第１号議案農地法第３条許可申請について、許可に賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

議　長　はい、全員賛成ということで、許可を決定させて頂きます。
それでは、続きまして第２号議案、農地法第５条許可申請について、

事務局の説明をお願いします。

事　務　局　それでは第２号議案、農地法第５条許可申請についてご説明いたします。3ページ目をご覧ください。

【１番案件】

それでは１番案件に参ります。譲受人「[redacted]番地　[redacted]」。譲渡人「[redacted]番地　[redacted]」。土地の所在地は「[redacted]」。地目は「田」。面積は240㎡。転用目的は「一般住宅」。施設の概要は「住居　1棟　71.95㎡」。建坪率は29.97%。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は[redacted]となっております。資金は、自己資金が[redacted]です。隣地の被害はありません。なお所有権移転するもので10aあたり[redacted]となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては資料６ページを御覧ください。[redacted]から南西へ約[redacted]ｍのところに位置しております。

【２番案件】

２番案件に参ります。借人「[redacted]番地　[redacted]」。貸人「[redacted]番地　[redacted]」。土地の所在地は「[redacted]」。地目は「畑」。面積は284㎡。転用目的は「一般住宅」。施設の概要は「住居　1棟　51.34㎡、倉庫　1棟　15㎡」。建坪率は23.35%。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は[redacted]となっております。資金は、自己資金[redacted]、借入金が[redacted]です。隣地の被害はありません。なお使用貸借権設定するもので10aあたり[redacted]となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては資料７ページを御覧ください。[redacted]から南へ約[redacted]ｍのところに位置しております。事務局からは以上です。

議　　　長　はい、それでは続きまして、担当委員さんのご意見をお願いしたいと思います。まず1番案件の担当委員さん、[redacted]番・[redacted]委員さん、お願いいたします。

[redacted]番委員　[redacted]番・[redacted]です。[redacted]さんと[redacted]君の間では以前から話がついとったんですけども、譲渡人の[redacted]君はもう百姓をする意思が全くないということで前々から[redacted]さんにもうこの土地を譲りたいというような話がありました。それで今回[redacted]さんはずっとこの土地の近くで野菜を作っておられ、[redacted]の方から毎日通ってこられているので、ここに一般住宅を建てたいということで今回の申請になったわけです。隣地の方々の承諾も得ており、全く問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議　　　長　はい、それでは続きまして、2番案件の担当委員さん、[redacted]番・[redacted]委員さん、お願いいたします。

[redacted]番委員　[redacted]番・[redacted]です。2番の件についてご説明いたします。この案件は所

有者の我が子が岡山に出ているのですが長船の方に戻ってきて家を建てたいということです。周りの承諾もとれており問題ないと思います。よろしくご審議お願いします。

議　　長　はい、ありがとうございました。ただいまの第２号議案につきまして皆さんのご意見をお願いしたいと思います。何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

（意見なし）

議　　長　はい、ご意見ないようですので、採決に入らせて頂きます。

第２号議案、農地法第５条許可申請について、1,2番まで許可に賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

はい、全員賛成ということで、許可を決定いたします。続きまして第３号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について（利用権設定、利用権移転）ということで、事務局の説明をお願いします。

事　務　局　それでは第３号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。資料5,6ページをご覧ください。

【第４号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画を議案書をもとに朗読】

議　　長　はい、ただ今の第３号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

（意見なし）

議　　長　ご意見ないようですので、第３号議案につきましては、以上、報告承認とさせて頂きます。

それでは最後のその他の項目に入らせて頂きます。事務局の方お願いします。

事　務　局　次回の農業委員会の総会のご案内をさせて頂きます。次回は、2月10日水曜日の午前9時30分から、瀬戸内市役2階の大会議室にて開催の予定といたしております。また、今後の予定を申し上げますと、3月17日水曜日に開催予定です。事務局からは以上です。

議　　長　それではご意見もないようですので、これをもちまして、平成27年度第9回総会を閉会とさせて頂きます。

ありがとうございました。

（午前１０時０１分　閉会）

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

平成２８年１月１５日

議　　長

署名委員

署名委員